

第1回 道路PPP研究会

議事概要

日時：平成22年10月28日(木) 17:00~19:00

場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室

1. 研究会実施要領について

- ・事務局より、資料1「道路PPP研究会趣意書」、資料2「道路PPP研究会実施要領」について説明を行った。

2. 資料説明

- ・事務局より、資料3「検討の背景と道路空間に係る制度概要」、資料4「提案プロジェクトの整理」、資料5「道路PPP研究会の当面のスケジュール」について説明を行った。

3. 審議

○審議における各委員からの主な意見等については以下のとおり。

【研究会の対象】

- ・道路PPPの対象は今回のものだけでなくより広いものと理解している。

【オープンカフェ等の設置に対する意見等】

- ・オープンカフェの設置には、道路占用、道路使用、保健衛生の3つが関わるため、今後、調整する必要がある。
- ・オープンカフェの魅力は、観光地の地域の文化やくらしが伝わってくるきっかけとなること。このため、これを活用して拠点づくり等を考慮するべきではないか。

【広告物の設置に対する意見等】

- ・日本では他国に比べて、広告の規制が非常に緩い。広告物の占用については、屋外広告物条例も関連しており、それを踏まえて検討が必要である。

- ・日本の高速道路 IC 付近には、ゴルフ場やホテルなどの広告が乱立し見苦しい。民地の規制は難しいかもしれないが、広告内容による規制を地区によっては実施するべきではないか。

【コミュニティサイクルポート等の設置に対する意見等】

- ・コミュニティサイクルポートの取組については、観光地の渋滞対策にも資するため是非進めてほしい。
- ・コミュニティサイクルポートの取組については、民間の収益事業としてだけとらえるのではなく、地方自治体の施策の実施手段として民間に委託するという見方があるのではないか。

【その他の提案及び取組全般に対する意見等】

- ・財源が厳しいという背景もあり、道路整備のために思い切ったことをすべきではあるが、道路空間は公共の資産であるため共益の考え方が必要である。
- ・占用許可は個々の物件で基準ができていますが、オープンカフェやコミュニティサイクルポートについては、まちづくりの観点なども含めてどのように判断するか整理が必要である。
- ・今回、基準緩和を行うに当たり、実施する場合のリスクを明確に把握し、どのようにマネジメントするかが課題である。
- ・現行の立体道路制度は、制度創設後 20 年で約 30 件と聞いており、現行制度の課題について勉強する必要がある。
- ・特に占用許可については、世の中の動き等に合わせて規制を緩和すべきでは（道路の有効活用を図るべき）。ただし、野放図な運用とならないよう留意すべき。
- ・占用許可の許可基準を明確にすることで足りる物件と、許可に当たってのルール（枠組み）が必要な物件があるので、当該ルール（枠組み）を作るべきでは。
- ・出来ない理由を探すのではなく、出来る理由を考えることが必要である。